

第3回 中小企業における個人保証等の在り方研究会 議事要旨

○日時：平成25年2月7日(木) 10:00～12:00

○場所：経済産業省 本館2階 西3共用会議室

○出席者：山野目委員（座長）、石井委員、内池委員、大西委員、片岡委員、加藤委員、菊池委員、黒島委員、小林委員、菅谷委員、関戸委員、田村委員、中村（高）委員、中村（慈）委員、中村（廉）委員、藤原委員、松嶋委員、山田委員、山本委員、新名委員（代理）

○議事概要

田村委員、黒島委員、石井委員、中村（高）委員、菅谷委員、片岡委員の事例報告（配布資料1-①～1-⑥）の後、保証契約後の課題と論点（配布資料2）に関して自由討議が行われた。自由討議の概要は以下のとおり。

【私的整理における経営責任の在り方】

（委員）

債権者としても、経営者の存続が再生企業の価値向上に資するのであれば、経済合理性に鑑み、その存続を許容し得る。

（委員）

債権者の間で経営者の存続の是非に関する意見が異なる場合の調整が難しい場合の対応についても議論すべき。

（委員）

これまでの経験から、経営者を存続させるか否かで債権者間の意見が合わず、事業再生が進まなかった事例は殆ど認識していない。そもそも、中小企業では、代表者が経営責任をとって交代する場合でも、その大半が親族への承継。

（委員）

事業再生は早期に取り組むべきだが、経営者が自らの意思で私的整理を決断するケースは少なく、経営が行き詰まって法的整理を余儀なくされるケースが大半。こうしたことから、事業再生は金融機関からの支援が重要。

（委員）

経営者に求められる基本的な資質は、事業を最後までやり抜くという姿勢であり、金融機関も、信頼関係を構築する上で、そのような資質を重視。ただし、事業再生局面では経営者が退くことが望ましいケースもあり、難しい判断が求められるのではないかと。

【保証債務の履行基準】

(委員)

予め一定の履行基準を示すことで予見可能性が高まり、早期の事業再生に繋がるということも重要。なお、破産時の自由財産について、過去に経営者に不正行為がなければ、より資産を残すという考え方もあり得る。経営者の交代に際し、一定程度の資産が残っていないと有能な後任者の手当てが困難な場合もある。

(委員)

私的整理では、法的整理よりも厳しい経営者責任が求められる実態に違和感。早期に私的整理に移行するインセンティブを与える必要があるのではないか。経営者存続の有無によって、履行基準を変えるという考え方もあり得る。

(委員)

マクロ的に捉えれば、履行金額の制限が、円滑な事業再生の実現により債権者にとっても有益となる面もあるため、適切な時期に再生に取り組んだ経営者には、資産を一定程度上乘せして残すこともあり得るのではないか。

なお、破産時の自由財産は、破産管財人による資産把握を前提として拡張、私的整理においても、残すべき資産の範囲については資産の把握状況を考慮すべき。

【残存保証債務の免除】

(委員)

破産管財人が介在する法的整理と異なり、私的整理では資産の把握は大きな課題。中小企業再生支援協議会のケースにおいても、申立人の代理人である弁護士が資産の把握に努めても、破産管財人のような強力な権限がないため、後の資産の隠匿等の発覚の可能性を排除しきれない。

(委員)

中小企業再生支援協議会は、中立的な弁護士への資産の把握の依頼や、債務者や保証人による表明保証の提出など、多様な手法を駆使しながら、残存保証債務の免除について債権者間の合意形成に努力。

(委員)

資産の把握のコスト負担が大きい場合、当該コストを負担できない中小零細企業が再生を諦める事態を懸念。

(委員)

地域金融機関は、地元企業の救済判断に当たり、破産時の地域への影響を勘案するケースがある一方で、費用対効果を勘案するケースもある。

【複数債権者間の調整や法人債務と保証債務の一体処理のための枠組み】

(委員)

複数債権者間の調整が困難な理由として、金融機関毎に基準が異なる点が大いことから、ガイドラインを制定することで目線を揃えることは重要。また、予め目線を認識できれば、早期の事業再生にも繋がる。

また、前回の入口論について一点。停止条件付保証に伴う金融機関のモニタリングコストについては、外部の支援機関と連携することで対応が可能ではないか。

(委員)

個人保証債務の整理に当たり、中小企業再生支援協議会などの既存の私的整理スキームも有用だが、やはり専門的なガイドラインが必要。ただし、明確な基準を設けるのが困難だからといって、抽象的な内容だとその効果は薄れてしまう。最低限必要なレベルの目線を示したうえで、プラス α の基準を設定するのではどうか。

【総括】

(座長)

個人保証の契約後の課題として、事業再生の円滑化というマクロの考え方と個別案件の回収額の最大化というミクロの考え方の溝を埋めることが重要であり、本研究会はまさにその溝を埋めるための場であると考えている。次回も引き続き、個人保証の契約後の課題についてご議論頂きたい。

以上